

# 既存の道を位置指定道路に！！

= 既存の道の適用対象の拡大・拡幅予定型位置指定制度の創設 =

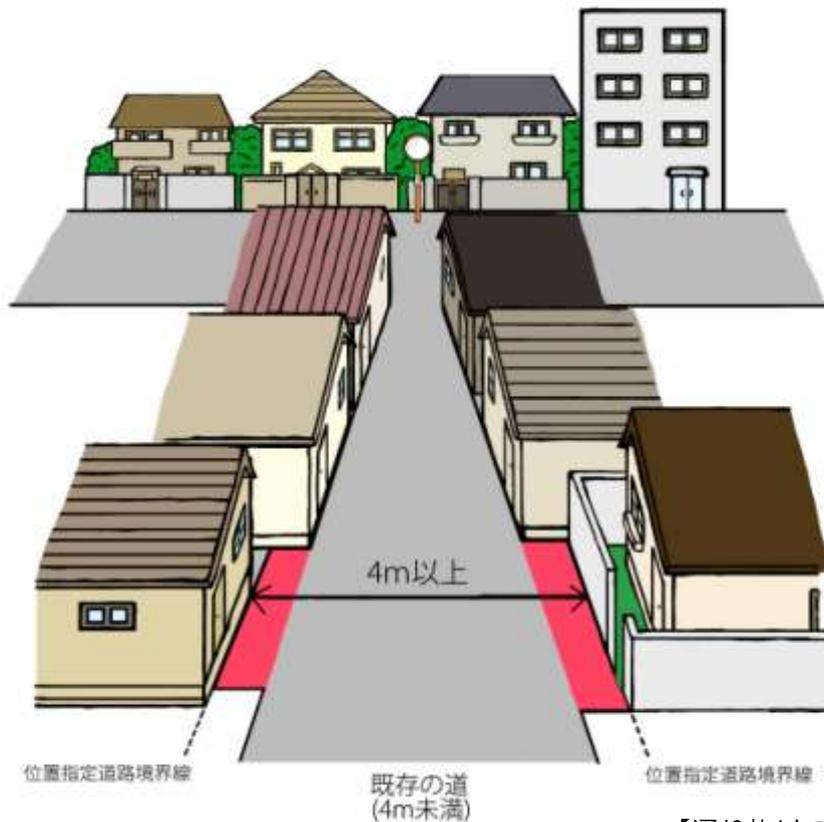
## はじめに

建築基準法（以下「法」といいます。）では、建築物の敷地は、原則として法上の道路に2m以上接していなければならないとしています。

法上の道路に接していない土地においては、その土地に接する道を新たに築造し、市長からその位置の指定を受け、法上の道路とすることにより、建築物を建築することができるようになります。この道路が、法第42条第1項第5号の規定に基づく「位置指定道路」です。

この度、本市では、既存の道を法上の道路とすることにより、沿道建築物の円滑な更新や適切な改修等を可能とし、安心して安全なまちづくりの推進を図るため、「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」を改正するとともに、「既存の道を位置指定道路にする基準」を変更し、新たな制度を創設（平成25年4月1日施行）しました。

（新規に道を築造する場合の基準については変更ありません。）



【通り抜けの道の場合のイメージ図】

※ 既存の道が法上の道路か否かを確認する場合は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課で御確認ください。なお、電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

## 改正の概要

### 1. 既存の道の指定の基準の適用対象の拡大

現に存在する道で、適用時（平成11年5月1日）に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上の道（道路の指定に係る幅員が4m以上のものに限る。）を対象とします。

	通り抜けの道		袋路状の道	
	幅員1.8m以上4m未満	幅員4m以上	幅員1.8m以上4m未満	幅員4m以上
昭和25年に建築物が立ち並んでいる道	法第42条第2項道路	法第42条第1項第3号道路		法第42条第1項第3号道路
平成11年に建築物が立ち並んでいる道	対象 (現に存在している道のうち、適用時に現に建築物が立ち並んでいる道)			

### 2. 既存の道の指定の基準の概要

#### ① 袋路状の道・通り抜けの道共通の事項

●接続先道路：

他の法上の道路に接続しなければなりません。

●すみ切り：

原則としてすみ切りの設置が必要ですが、周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを確保することができない場合は、見通しを確保するため、カーブミラーを設置することとします。

●排水施設：

原則として排水施設の設置が必要ですが、既に整備されている排水施設が、道の機能上支障ないと認められる場合は、新たに設ける必要はありません。

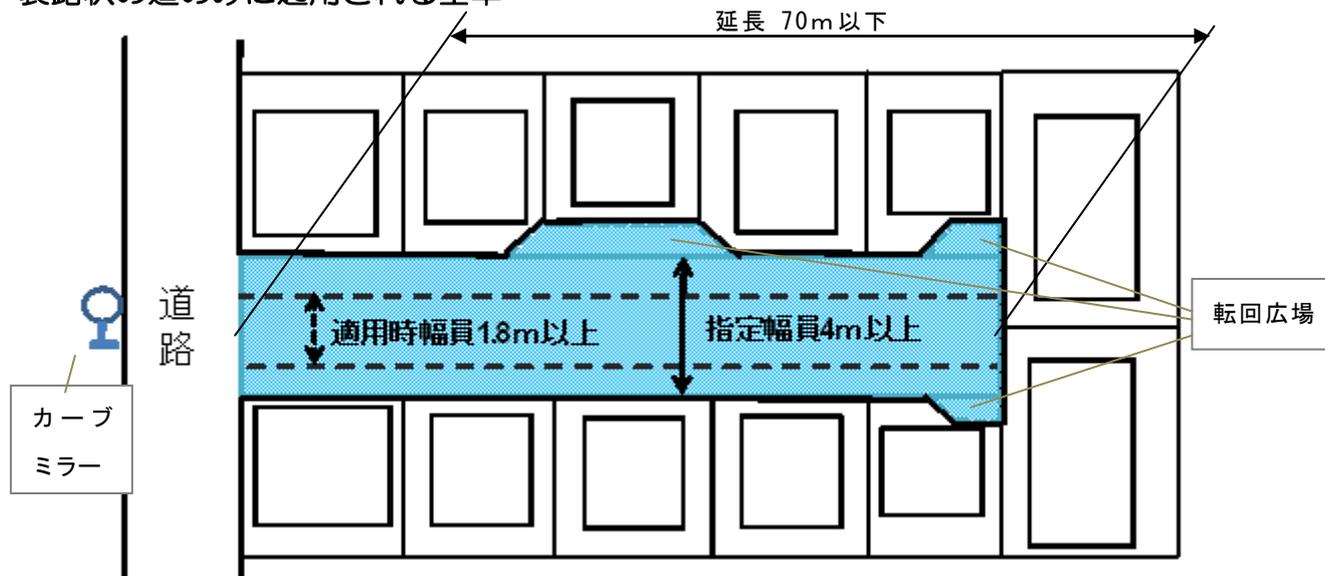
●舗装：

原則として舗装が必要ですが、既に整備されている舗装が、道の機能上支障ないと認められる場合は、新たに整備する必要はありません。

●勾配：

道路の縦断勾配は原則12%以下としなければなりません。また、勾配が9%を超える道については、滑り止めが必要です。

## ② 袋路状の道にのみ適用される基準



### ●幅員：

あらかじめ、4m以上の幅員を確保してください。

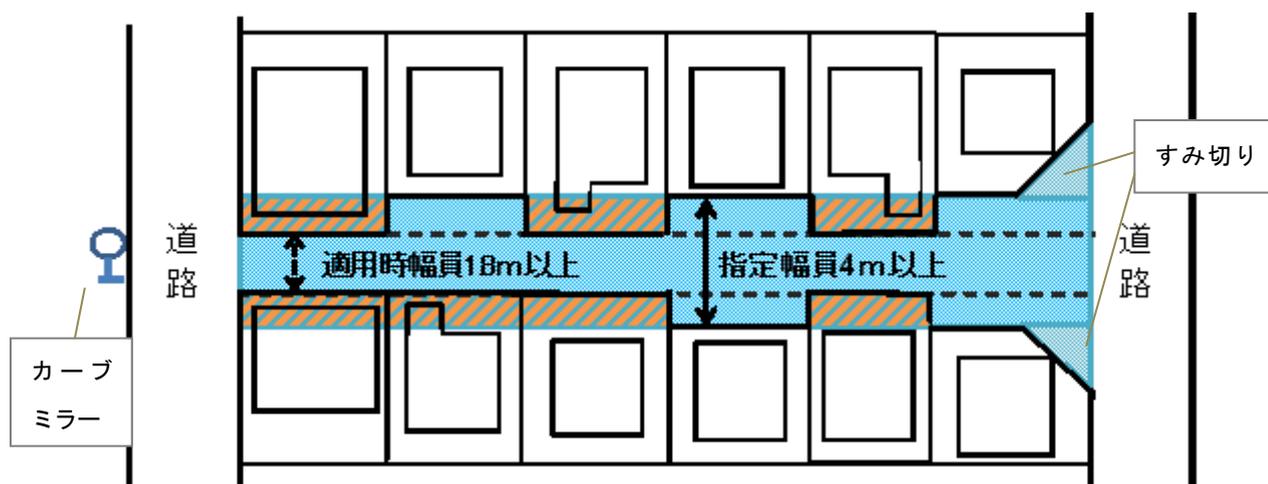
### ●延長・転回広場：

<幅員6m以上> 延長制限はありません。転回広場も必要ありません。

<幅員6m未満> 延長70m以下とし、延長35mを超える場合は、あらかじめ、終端及び区間35m以内ごとに自動車の転回広場を設けてください。

○袋路の場合の指定に係る流れは新規に道を築造する場合と同じです。詳しくは「位置指定道路の手引（新規に道を築造する場合の基準）」を御確認ください。

## ③ 通り抜けの道にのみ適用される基準



「拡幅予定型位置指定道路制度」を創設します。

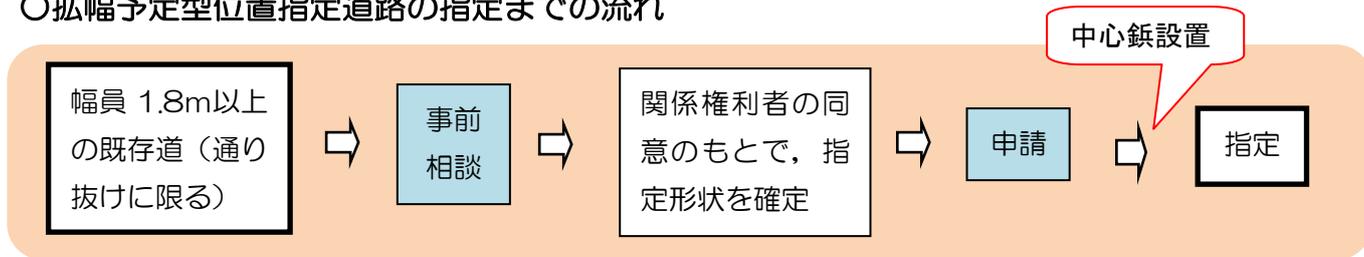
### ●幅員：

この場合、あらかじめ、幅員4m以上を確保できない部分については、建替え時に後退し、整備を行うこととします。（：拡幅予定部分（建替え時に順次後退、整備））

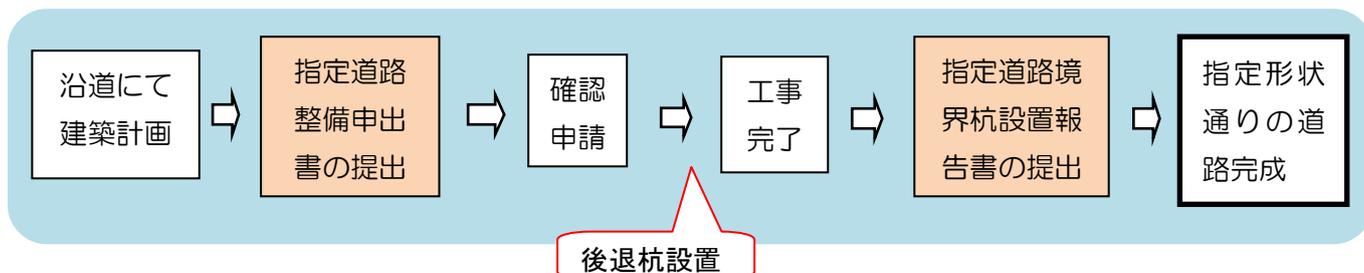
### ●延長：

延長制限はありません。

○拡幅予定型位置指定道路の指定までの流れ



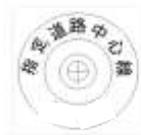
○拡幅予定型位置指定道路において、拡幅ができていない敷地での建替えの流れ



拡幅予定型位置指定道路を適用する際には、京都市細街路対策事業実施要綱に基づき、京都市で支給する杭等を設置してください。

●指定道路中心線の支給：

位置指定道路の指定時に、指定道路中心線の位置を明示する指定道路中心線を支給します。



●指定道路後退杭の設置：

拡幅予定型位置指定道路の位置を建築確認申請の前に申し出いただくことにより、当該位置を明示する道路後退杭を支給します。



お問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎2階

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（道路担当）

TEL 075-222-3620



京都市印刷物第 254115 号

平成25年4月発行